

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンスの充実のためには、株主をはじめとするステークホルダーの利益を考慮しつつ、長期的、継続的に企業グループ価値を最大化するように統治することを前提として、グループ全体の収益力の向上を目指して、透明性の高い経営体制の構築に努めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SHANDONG RUYI SCIENCE & TECHNOLOGY GROUP CO.,LTD.(山東如意科技集团有限公司)	33,333,333	41.17
株式会社三井住友銀行	1,785,523	2.20
日本証券金融株式会社	1,683,500	2.07
松井証券株式会社	1,571,500	1.94
みずほ証券株式会社	1,323,400	1.63
株式会社SBI証券	809,300	0.99
志村孝史	533,900	0.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	534,000	0.65
BNY GCM CLIENT ACCOUNTS (M) LSCB	487,200	0.60
株式会社ルック	463,725	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伊藤 良二	他の会社の出身者					○			○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
伊藤 良二	○	独立役員に指定しております。	これまで国内外主要企業トップマネジメントへ事業戦略立案・実施支援、M&A戦略、組織改革、コミュニケーション戦略等の経営アドバイス活動を行う一方、大学で教鞭をとる他、起業家の育成や人材育成活動に深く携わっております。これらに加え経営者としての豊富な経験、幅広い見識を当社の経営全般に反映しております。同氏は当社の一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、十分な独立性を有していると考えられるため、独立役員に選任しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室からの報告を通じて、内部監査の情報の共有化を図っております。また、監査役及び内部監査室は、会計監査人と定期的に情報を交換し、会計監査の状況を把握するとともに、監査役会は会計監査人により会計監査の結果について報告を受け、その適法性について

検証しております。

2013年2月期において会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人所属の公認会計士13名、その他14名であります。なお、同会計監査人と会社間に公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <b>更新</b>	2名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
吾妻 望	弁護士									○
紙野 愛健	公認会計士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
吾妻 望	○	独立役員に指定しております。	弁護士としての弁護活動や企業法務についての著作活動を通じて、法令についての高度な能力・見識を有しております。加えて、司法研修教官、法科大学院での客員教授として培ってきた経験・見地及び客観的な立場から当社の監査を期待しております。同氏は当社の一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、十分な独立性を有していると考えられるため、独立役員に選任しております。
紙野 愛健	○	社外監査役の紙野氏は、当社会計監査人である新日本有限責任監査法人の業務執行者でしたが、2011年6月に退任されております。同氏は、2007年から2009年までの3年間に当社の非監査業務に携わっておりますが、その取引金額は謹少であり、当社の監査業務に携わっていなかった点からも同氏と当該監査法人との関係に起因する独立性への影響はないと認識しております。そのため、公認会計士及び税理士(2011年9月に登録)としての独立性は保たれており、独立役員としての業務を適切に遂行していただけたと考えております。	公認会計士として、会計監査業務に留まらず、企業買収、事業再編、内部統制構築、新公益法人制度移行、新規株式公開等に関するアドバイザリー業務等の様々な活動を行っております。さらに、税理士としても登録・活動し、監査、財務、税務等についての専門的な知識・経験を有しております。同氏が有している豊富な経験、幅広い見識を生かした監査を期待しております。同氏は当社の一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、十分な独立性を有していると考えられるため、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当事項に関する補足説明

当社は、現状無配継続(役員賞与不支給)の経営環境に有り、復配することを第一優先と考えており、インセンティブについては、復配体制が整ったからのことと考えているため、実施しておりません。また、役員報酬自体を比較的低めに抑え、役員賞与に一定程度のインセンティブがあると考えております。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

2013年2月期における取締役及び監査役の報酬等の額は、次の通りです。  
取締役の報酬等の額5名 33百万円(うち社外 2名 4百万円)  
監査役の報酬等の額 3名 27百万円(うち社外 2名 17百万円)  
(注)1. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役2名に対し使用人分給与相当として18百万円を支給しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は、2009年5月28日開催の第5回定時株主総会で決議された100百万円(年額)を報酬総額の限度額としております。  
監査役報酬は、2003年12月25日開催の臨時株主総会で決議された100百万円(年額)を報酬総額の限度額としております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専任のスタッフは配置していませんが、取締役会等の重要会議に出席いただくために、状況に応じて、事前に資料の配布、または、担当取締役あるいは担当部門責任者が説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役1名)で構成され、月に1回定時開催するほか、適宜開催するものとし、当社の経営管理の意思決定機関として、会社法等が求める専決事項、その他重要事項、経営方針等に関する意思決定をするとともに、各取締役の職務の執行を監督しております。また、経営の機動性及び柔軟性を旨とし、事業年度ごとの経営責任を明確にするために、取締役任期を1年としております。

### 2. 監査役

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は月に1回定時開催するほか、適宜開催し、各監査役は、監査役会が定めた監査方針・計画に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、各取締役や内部監査担当部門等から職務執行状況の聴取をし、重要な決裁書の閲覧を行ない、さらに主要な事業所には自ら赴き、業務及び財産の状況を調査しております。また、会計監査人から監査報告を受けるほか、代表取締役と意見交換会を実施しております。

### 3. リスク管理体制の整備の状況

当社はリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、リスクマネジメントを実践しております。具体的には、経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらす、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害するさまざまなリスクに対して、最小かつ経常化されたコストで適切な処理を行うことにより、事業の継続と安定的発展を確保していくためのリスクマネジメントを推進するものであります。また、全社的なリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスクマネジメント委員会を設置しております。委員長を代表取締役社長、副委員長を経営統括担当取締役とし、副委員長が役員及び使用人からリスクマネジメント委員を選任しております。

リスクマネジメント委員会では、各部門のリスクを洗い出し、そのリスクの対応を計画、周知、実施し、これらの計画が実施されたか、計画実施がリスク軽減に効果があったかを評価し、その結果を踏まえ、リスクマネジメント体制を是正する活動を行っております。リスクマネジメント委員会は、四半期毎及び緊急の必要があるときに随時開催し、リスクマネジメントの進捗等に関する報告を、定期的に取締役会において行っております。

更に、当社グループのコンプライアンス体制強化のためにコンプライアンス委員会を設置し、当社の策定した「行動規範」及び「行動指針」の徹底を図るため、コンプライアンス委員会によるコンプライアンスの取組みを横断的に法務担当部門が統括し、同部門を中心に教育を行い、これらの活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。また、内部監査担当部門は、法務担当部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。

法令上疑義のある行動等について使用人が直接情報提供を行う手段としては、内部通報制度であるスピークアウト制度を活用しております。

### 4. 内部監査の状況

内部監査につきましては、内部管理体制の適切性を監査する内部監査担当部門(2名)が、当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理し、各部署毎のリスク管理状況の監査を実施するとともに、その監査の状況を取締役会及び監査役会に報告いたします。また、当社は監査役会制度を採用しており、2013年5月31日現在、3名(常勤監査役1名)で構成されており、その内2名が社外監査役であります。各監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画等に従い監査を実施しております。なお、社外監査役と会社間に特別の利害関係はありません。

監査役は、内部監査担当部門からの報告を通じて、内部監査の情報の共有化を図っております。また、監査役及び内部監査担当部門は、会計監査人と定期的に情報を交換し、会計監査の状況を把握するとともに、監査役会は会計監査人により会計監査の結果について報告を受け、その適法性について検証しております。

### 5. 会計監査の状況

当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しています。

2013年度2月期において、会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人所属の佐藤 晶、安永千尋の2名であり、会計監査業務に係る補助者は同監査法人所属の公認会計士14名、その他12名であります。なお、同会計監査人と会社間に公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレートガバナンス体制の社外取締役1名及び社外監査役2名の選任及び監査役による経営監視機能が有効に働くことにより、透明性、客観性、健全性が十分確保された企業統治体制が確立できると考え、上記の体制をとっております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	取締役社長が、年2回決算説明会を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、適時開示資料等を当社のホームページIR株式情報 ( <a href="http://www.renown.com/ir/index.html">http://www.renown.com/ir/index.html</a> ) に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部広報・IRグループが担当窓口となっております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範及び行動指針においてステークホルダーの立場の尊重について規定しております。また、「コンプライアンスマニュアル」を制定し、コンプライアンス体制を強化することを目的とした「コンプライアンス委員会」を設置しております。
その他	当社は、女性の活躍推進に向けた仕事と育児の両立支援を目的に、職場環境・風土の改善に継続的に取り組んでいます。ポジティブアクションの取り組みとして、2009年にスタートした「yeyeプロジェクト」では職場環境についての様々な問題を女性の視点から提起し、ディスカッションを通じて改善策を会社側に提言するといった活動を行ってきました。このプロジェクトの一つとして作成された「ほほえみガイドライン」では出産前から出産、育児、職場復帰それぞれの局面での支援制度の概要や必要な手続きをまとめ、女性の立場からの制度理解を促しています。また当社のポジティブアクションへの取り組みが評価され、厚生労働省が行った2011年度均等・両立推進企業表彰において均等推進企業部門での「東京労働局長優良賞」を受賞いたしました。2011年からは、女性だけではなく全ての従業員が働きやすい職場環境・風土の改善を実現すべく「yeyeプロジェクト」の発展形である「yeye plus」として今後の人材開発施策を進めています。これらの取り組みは女性の継続的な雇用確保にも繋がっています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 企業活動の基本方針

当社は企業理念を『新しさへ立ち向かうチャレンジ精神を常に持ち続け、ファッションを通じてお客様の新鮮で心豊かなライフスタイルの創造に貢献する「感性創造企業」を目指していきます。』と定め、これを実現するための行動規範及び行動指針を以下のとおりとする。

<行動規範>

誠実で信頼される行動をとろう

- お客さまに
- 取引先に
- 社会に
- 社員お互いに

<行動指針>

レナウングループの役員及び従業員は業務遂行にあたり、法と規則を守り、企業理念に従い、商品の品質にこだわり、公正な取引を行い、誠実で信頼される行動をとります。

#### 2. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

既に当社は当社グループの「行動規範」及び「行動指針」を上記のとおり策定しており、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会によるコンプライアンスの取り組みを横断的に法務担当部門が統括することとし、同部門を中心に取締役・使用人教育等を行なう。内部監査担当部門は、法務担当部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行動等について使用人が直接情報提供を行なう手段として、既に実施している内部通報制度であるスピークアウト制度を活用する。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

経営意思決定に係る議事録・財務情報等の重要文書・情報の保存・管理につき定め、関連資料と共に保存・管理する。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営企画担当部門がリスクマネジメント規程及びリスク管理マニュアルの策定にあたり、同規程及び同マニュアルにおいて、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。内部監査担当部門が各部部署毎のリスク管理の状況を監査する。取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、内部監査担当部門による監査の結果を報告し、全社的リスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は取締役会及び監査役会に報告される。

#### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 企業価値向上のための成長戦略として策定された、中期経営方針に基づき目標達成のために業務を遂行し、その進捗状況の管理は経営企画担当部門にて行なうこととする。
- (2) 取締役会を月に1回定時に開催するほか、適宜開催するものとし、会社法等が求める専決事項、その他重要事項、経営方針等に関する意思決定を行なう。
- (3) 業務執行を行う取締役は、原則隔週で開催される上席執行役員会及びその他の主要会議に出席し、それぞれの会議における議題を慎重に審議することにより、取締役会における意思決定が充実し、かつ円滑に行なわれるよう努める。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループの子会社に関しては、経営企画担当部門が、リスク管理体制を構築し、管理する。また、内部監査担当部門はこれらを横断的に監査する。

#### 7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査担当部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。なお、これ以外に補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要望に基づき協議の上対応し、その補助人の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。
- (2) 取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
  - 1) 当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する行為を知ったときの当該事実
  - 2) 重要な情報開示事項

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行なう。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行なうこととする。

#### 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等関連機関と緊密に連携し、関係部署が協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行なわない。

#### 11. その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等関連機関と緊密に連携し、関係部署が協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行なわないとしております。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 当社グループは「コンプライアンスマニュアル」に反社会的勢力排除について記載し、またイントラネット上にも提示しております。それらに基づいて従業員への研修及び教育を行なうことにより周知徹底しております。
- (2) 当社総務及び法務担当部門は警察署、関係団体、弁護士等と連携しつつ関係部署と情報の共有化をし、組織的な対応ができる体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、下記のとおりです。

1. 適時開示の手続きの概要

- ・当社は、適時適切な会社情報の開示をおこなうことを基本姿勢とし、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱っております。
- 情報の集約は経営企画担当部門、情報管理は経営企画担当部門長または法務担当部門長とします。
- ・情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討については法務担当部門を中心に、経営企画担当部門、経理担当部門、当該案件担当部門等で適時開示規則等に準じて協議します。必要に応じて、幹事証券会社、会計監査人並びに弁護士に確認を行いません。
- ・当社の重要事実等証券取引所の定める会社情報の適時開示については、取締役社長の指名する情報取扱責任者(担当取締役)の指揮のもと法務担当部門が担当します。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

- ・当社及び子会社において内部情報が発生した場合には、当該事実発生部門から経営企画担当部門長または法務担当部門長に直ちに報告します。
- ・報告を受けた経営企画担当部門長または法務担当部門長は、内部情報管理を徹底するとともに、情報取扱責任者(担当取締役)に情報の集約をし、必要に応じて社内機関決定を経て法務担当部門より適時開示を行いません。また、適時開示に伴う問い合わせ等には、広報・IR担当部門にて対応しています。

【概要図】当社における会社情報の適時開示にかかる社内体制図

